

「建築工事における週休２日促進工事」令和７年４月試行 特記仕様書

本工事は、十日町市「建築工事における週休２日促進工事」の試行対象案件である。

受注者は、受注後速やかに「建築工事における週休２日促進工事」試行実施要領に基づき、月単位の週休２日の取組の希望の有無を工事着手前に、監督員に工事打合せ簿等で報告するものとする。

受注者は、工事着手前に、月単位の週休２日又は通期の週休２日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休２日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

通期の４週８休以上（現場閉所率28.5％（８日/28日）以上）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の４週８休以上を達成した場合は、補正係数を1.04に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更し、通期の４週８休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

その他詳細は、試行実施要領を確認すること。

試行実施要領は、十日町市ホームページから入手できる。